

白山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

平成17年2月1日

条例第54号

改正 平成17年11月29日条例第251号

平成20年3月3日条例第2号

平成20年9月9日条例第42号

平成21年5月29日条例第18号

平成21年11月27日条例第32号

平成22年11月26日条例第23号

平成24年9月25日条例第46号

平成26年12月22日条例第42号

平成28年3月24日条例第11号

平成28年12月20日条例第47号

平成29年12月21日条例第32号

平成30年12月25日条例第26号

令和元年12月20日条例第17号

令和2年5月11日条例第28号

令和2年11月25日条例第35号

令和4年3月22日条例第8号

令和4年12月22日条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第4項の規定に基づき、白山市議会議員(以下「議員」という。)に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議員報酬は、議長、副議長及び議員の別に支給するものとし、その額は、別表に掲げるとおりとする。

2 議員が月の中途においてその職についた場合はその日から、議員の任期満了又は議会の解散の場合はその日まで、議員が辞職、失職、除名又は死亡によりその職を離れた場合はその日の前日まで、それぞれ日割計算により議員報酬を支給する。ただし、議員報酬は、いかなる場合においても重複して支給しない。

(費用弁償)

第3条 議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給するも

のとし、支給する旅費の額は、白山市職員等の旅費に関する条例（平成17年白山市条例第61号）の規定による市長等相当額とする。

（期末手当）

第4条 議員に対しては、次項に定めるもののほか、白山市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年白山市条例第59号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により期末手当を支給する。ただし、一般職の職員の給与に関する条例第21条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

2 期末手当については、議員報酬の月額とその額に100分の40を乗じて得た額の合算額を算定の基礎とする。

（支給方法）

第5条 この条例に定めるものを除くほか、議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松任市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年松任市条例第23号）、美川町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年美川町条例第4号）、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年鶴来町条例第1号）、議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年鳥越村条例第22号）、議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年河内村条例第22号）、議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年吉野谷村条例第22号）、議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年尾口村条例第22号）又は議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年白峰村条例第22号）（以下この項においてこれらを「合併前の条例」という。）の規定により支給又は弁償すべき理由を生じた報酬又は費用弁償については、なお合併前の条例の例による。

（平成21年6月に支給する期末手当に関する特例）

3 平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「100分の160」と、「とあるのは」「100分の145」と、「とする。

（議長、副議長及び議員の議員報酬月額の特例）

4 令和2年6月1日から同年8月31日までの間における議長、副議長及び議員の議員報酬の月額は、第2条の規定にかかわらず、別表に定める額から、当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、これらの者の期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の

月額は、同表に定める額とする。

附 則（平成17年11月29日条例第251号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成20年3月3日条例第2号）  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の白山市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第3条第2項の規定に基づき支給事由の生じた費用弁償で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月9日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年5月29日条例第18号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年11月27日条例第32号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条並びに附則第5項、第7項及び第9項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月26日条例第23号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4項、第9項、第11項及び第13項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月25日条例第46号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月22日条例第42号）抄  
（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第6項から第16項まで、第19項、第21項及び第23項の規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日条例第11号）抄  
（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第6項及び第8項の規定は、

平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月20日条例第47号）抄  
（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第7項及び第9項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月21日条例第32号）抄  
（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第7項及び第9項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

- 3 附則第6項の規定による改正後の白山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年白山市条例第54号）の規定及び附則第8項の規定による改正後の白山市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（平成17年白山市条例第56号）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（給与等の内払）

- 5 次項の規定による改正後の白山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定及び附則第8項の規定による改正後の白山市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の規定を適用する場合には、次項の規定による改正前の白山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定及び附則第8項の規定による改正前の白山市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ次項の規定による改正後の白山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定及び附則第8項の規定による改正後の白山市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成30年12月25日条例第26号）抄  
（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第7項及び第9項の規定は、平成31年4月1日から施行する。

- 3 附則第6項の規定による改正後の白山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年白山市条例第54号）の規定及び附則第8項の規定による改正後の白山市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（平成17年白山市条例第56号）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（給与等の内払）

- 5 次項の規定による改正後の白山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定及び附則第8項の規定による改正後の白山市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の規定を適用する場合には、次項の規定による改正前の白山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する

る条例の規定及び附則第8項の規定による改正前の白山市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ次項の規定による改正後の白山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定及び附則第8項の規定による改正後の白山市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和元年12月20日条例第17号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第6項、第9項及び第11項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 3 附則第8項の規定による改正後の白山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年白山市条例第54号）の規定及び附則第10項の規定による改正後の白山市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（平成17年白山市条例第56号）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（給与等の内払）

- 5 附則第8項の規定による改正後の白山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定及び附則第10項の規定による改正後の白山市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の規定を適用する場合には、附則第8項の規定による改正前の白山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定及び附則第10項の規定による改正前の白山市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ附則第8項の規定による改正後の白山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定及び附則第10項の規定による改正後の白山市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和2年5月11日条例第28号）

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和2年11月25日条例第35号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3項及び第5項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月22日条例第8号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 5 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の白山市一般職の職員の給与に関する条例（第1号イにおいて「新給与条例」という。）第21条第2項（同条第3項の規定により読み

替えて適用する場合、附則第2項の規定による改正後の白山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第13条第1項又は第21条の規定により読み替えて準用する場合及び附則第3項の規定による改正後の白山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第1項又は附則第4項の規定による改正後の白山市常勤の特別職の職員の給与に関する条例第3条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)及び白山市一般職の職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第21条第4項から第6項まで若しくは第28条第1項から第3項まで若しくは第6項、白山市職員の育児休業等に関する条例(平成17年白山市条例第47号)第7条第1項、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成17年白山市条例第48号)第4条若しくは第8条、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成17年白山市条例第49号)第4条第1項若しくは第8条又は白山市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年白山市条例第1号)第15条若しくは第21条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者、会計年度任用職員、市議会議員及び常勤の特別職をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 新給与条例第21条第2項に規定する特定管理職員(次号イにおいて「特定管理職員」という。) 107.5分の15

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定管理職員 62.5分の10

(3) 会計年度任用職員 127.5分の5

(4) 市議会議員及び常勤の特別職 167.5分の10

(委任)

6 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で又は市長が別に定める。

附 則 (令和4年12月22日条例第29号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第8項、第10項及び第12項の規定は、令和5年4月1日から施行する。

3 附則第7項の規定による改正後の白山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年白山市条例第54号）の規定、附則第9項の規定による改正後の白山市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（平成17年白山市条例第56号）の規定及び附則第11項の規定による改正後の白山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年白山市条例第8号）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（給与等の内払）

5 附則第7項の規定による改正後の白山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定、附則第9項の規定による改正後の白山市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の規定及び附則第11項の規定による改正後の白山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を適用する場合には、附則第7項の規定による改正前の白山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定、附則第9項の規定による改正前の白山市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の規定及び附則第11項の規定による改正前の白山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ附則第7項の規定による改正後の白山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定、附則第9項の規定による改正後の白山市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の規定及び附則第11項の規定による改正後の白山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（規則への委任）

6 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第2条関係）

職別	区分	金額
議長	月額	630,000円
副議長	月額	540,000円
議員	月額	500,000円